

(国税不服審判所)

高松国税不服審判所

〒760-0018 高松市天神前 2-10 (高松国税総合庁舎)

TEL (087) 861-5635

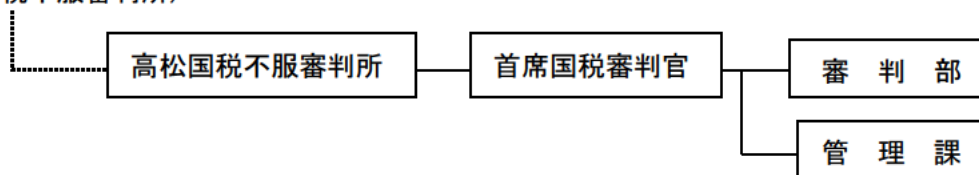
(ホームページアドレス) <http://www.kfs.go.jp>

(注) 令和元年 5 月 13 日以降、以下の住所に移転

〒760-0018 高松市天神前 3-5 (高松第二国税総合庁舎)

〔組織〕

(国税不服審判所)



設 置 根 拠	財務省設置法第 22 条、国税通則法第 78 条、国税不服審判所組織令第 3 条、国税不服審判所組織規則第 1 条
所 掌 事 務	国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う
情報公開・個人情報保護窓口	担当：管理課 TEL (087) 861-5635
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する相談 担当：管理課 TEL (087) 861-5635